

昨年度の評価推進会議での御議論を踏まえ、令和5年4月に「令和4年度の業務履行に対する評価及び意見について」**別紙3-1**をとりまとめ、本市のホームページで公開しています。これらの御意見等に関する今年度の取組状況を、以下のとおり報告します。

1 委託化の推進及び連携

(1) 委託化の推進

ごみ収集業務の更なる効率化と持続可能な体制の構築に向け、ごみ収集業務の民間委託化を進めている。現在、令和6年度に70%、令和9年度には75%まで委託化を進める予定であり、令和5年度時点での委託化率は68%となっている。

(2) 委託事業者との連携

委託事業者10社と本市による意見交換会を本年7月に開催し、各社が抱える課題を共有するとともに、更なる市民サービス向上を目指して連携を深めていくことを確認した。

今後、各まち美化事務所において午前収集の実施状況、不適正排出の状況などを委託事業者と共有する「連絡調整会」を開催し、収集業務の更なる改善につなげていく。

(3) スキル教育システムの取組状況について

令和5年2月に京都市生活環境事業協同組合（委託事業者10社で構成）が市民に喜ばれ持続可能なサービスを提供するための仕組みとして「スキル教育システム※」を策定した。その取組の一環として、事業協同組合がごみ収集業務全体の業務品質向上の底上げとして、全委託事業者の業務マニュアルの基盤となるテキストを作成した。今後、各委託事業者各社が本テキストを使用し、基礎知識の習得などスキル向上を図る。

※ 各社が独自で実施している従業員教育を知識レベル・実務レベルの両面からサポートする取組

2 分別ルール of 徹底

(1) プラスチック製品の分別回収について

令和5年4月から開始したプラスチック製品の分別回収に伴い、分別ルールの周知徹底のため、町内回覧、市政広報板、市民しんぶん、「さんあ〜る」等の様々な媒体に加え、ごみ分別に関する啓発冊子「新 正しい資源物とごみの分け方、出し方」の改訂等、様々な形で啓発を進めてきた。

その結果、分別回収開始後も市民の皆様の御協力により、混乱なく収集ができており、4月の一日当たりの回収量も直近の3箇月平均と比較して約12%増加した。

別紙3-2 プラスチック製品の分別回収に関する周知チラシ

(2) 適正な分別ルールの徹底について

令和5年3月にリチウムイオン電池使用製品や刃物類、在宅医療器具といった危険物の混入に係る注意喚起のための啓発チラシを新たに作成し、移動式拠点回収やエコまちステーション等で配布する等、更なる分別促進及び危険物の混入対策として、市民しんぶん区民版（8月15日号）において、改めて、プラスチックごみの適正な分別方法、危険物の適正な排出も含め、異物混入防止に関する記事を掲載する。

また、ホームページでの周知に当たっても、視覚的なインパクトに訴えるため、リチウムイオン電池、刃物や注射器のように危険性のある異物について、実際に混入されていたものや施設の火災時の写真を用いるなど、市民の皆様目を引く工夫を行い、周知啓発を行っている。

別紙3-3 危険物混入に係る注意喚起のための啓発チラシ

3 ごみ減量と資源循環・市民サービス向上の取組推進

(1) リユースの促進について

本市では、昨年12月に株式会社ジモティーと連携協定を締結し、京都市情報館の大型ごみの排出方法を案内するページで、大型ごみとして排出する前にリユースの促進を呼びかけている。

また、7月27日に新たに株式会社マーケットエンタープライズと連携協定を締結し、複数のリユース業者に不要となった物の査定を一括で行うことのできるサイト「おいくら」を活用し、新たな不用品リユースの選択肢を示すなど、民間事業者と連携し、リユースの促進を進めている。

(京都市情報館 大型ごみの排出を案内するページ 一部抜粋)

地元で譲りたい方は[こちら](#) [\(ジモティー\)](#)、価格を比較して売りたい方は[こちら](#) [\(おいくら\)](#)



(2) 大型ごみ収集におけるインターネット受付の導入

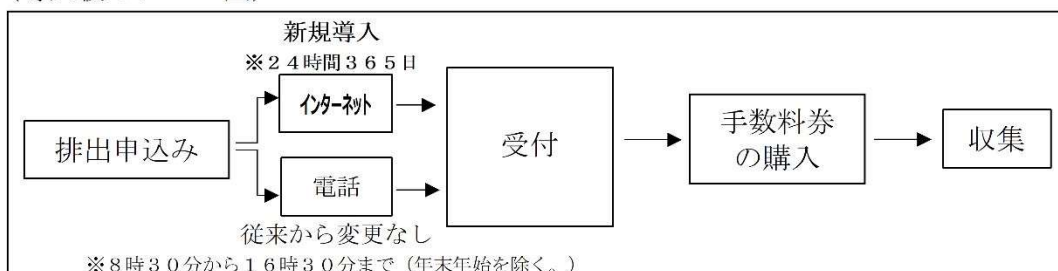
及び持込ごみにおける事前予約制・キャッシュレス決済の導入について

市民や事業者の皆様の利便性向上を図るため、令和5年10月1日から、大型ごみ収集におけるインターネット受付や、クリーンセンターへの持込ごみにおけるインターネット及び電話による事前予約制を導入するとともに、持込ごみの搬入手数料のキャッシュレス決済を導入する。

ア 大型ごみ収集におけるインターネット受付の概要

- ・ 従来からの電話受付に加え、インターネット受付を導入
 - ・ 年末年始も含めて24時間365日申込み可能
 - ・ インターネット検索や、京都市情報館、ごみ分別案内アプリ「さんあ〜る」のリンクから、インターネット受付のトップページにアクセスでき、トップページから、画面の案内に従って必要事項を入力・選択することで、簡単に申込みが完了
- ※ 初めて大型ごみ収集を申し込まれる方(平成24年10月以降に申込みのない方)、前回の申込みから電話番号や住所が変更になった方は、インターネットでの仮申込後、別途、大型ごみ受付センターに電話し、排出場所の確認が必要
- ※ 品目の選択画面に表示されない大型ごみ(ガラクタ類など)についても、引き続き、電話では申込み可能

(導入後のフロー図)



イ 持込ごみにおける事前予約制及びキャッシュレス対応の概要

搬入者が必要事項をインターネットで入力又は電話によりオペレーターに申告いただき、持込日時を事前に予約する。

(ア) インターネットでの予約方法

大型ごみのインターネット受付と同様に、24時間365日利用可能

※ インターネットによる予約は搬入日前日の24時に締め切るが、搬入日当日、午後の時間帯に空きがあれば、当日8時30分～正午にコールセンターでの電話受付により予約のうえ、搬入可能

(イ) 電話での予約方法

大型ごみの電話受付と同様に、年末年始を除き、土日も含めて毎日8時30分から16時30分まで受付

※ 受付センターは、大型ごみと持込ごみの受付業務を一体で効率的に運営

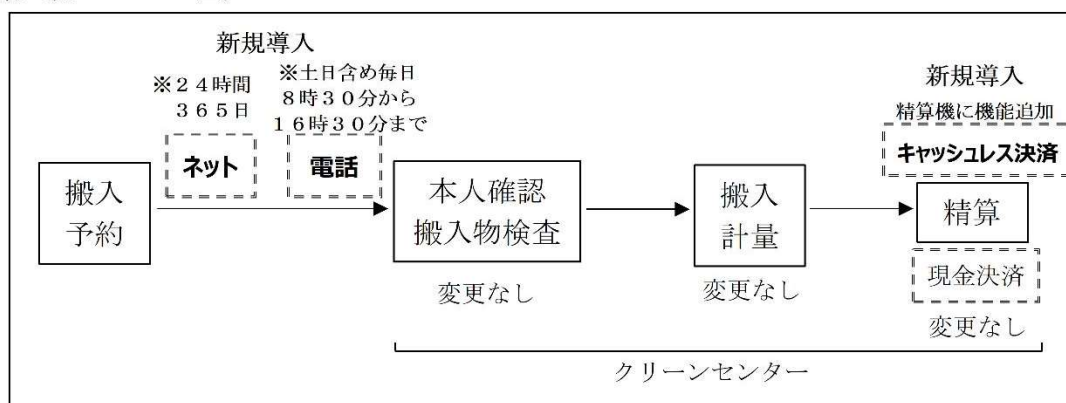
(ウ) 各種のキャッシュレス決済による納付

現金決済に加え、キャッシュレス決済に対応

(参考) 利用可能な決済手段

決済方法	サービス名
クレジットカード	VISA、Mastercard、JCB、American Express、Diners Club
電子マネー	ICOCA 等交通系 IC8 種、nanaco、楽天 Edy、WAON、iD、QUIC Pay
コード決済	PayPay、d 払い、au Pay、楽天ペイ、メルペイ

(導入後のフロー図)



4 持込ごみ及び業者収集ごみの搬入手数料改定について

持込ごみ及び業者収集ごみの処理費用については、現在の搬入手数料だけでは賄いきれず、差額を公費で負担している状況であり、排出事業者責任・受益者負担の考え方に基づく搬入手数料の適正化を図り、更なるごみの減量や民間リサイクルを促進するため、「持込ごみ」及び「業者収集ごみ」に係る搬入手数料について、それぞれ下記のとおり改定する。

①「持込ごみ」※¹の搬入手数料

現行	令和5年10月1日～
<100kg 以下> 1,000 円	<100kg 以下> 1,500 円
<100kg 超～600kg 以下> 1,000 円+1,500 円/100kg 〔100kg までの料金 1,000 円に 超過 100kg までごとに 1,500 円ずつ加算〕	<100kg 超> 1,500 円+200 円/10kg 〔100kg までの料金 1,500 円に 超過 10kg までごとに 200 円ずつ加算〕
<600kg 超> 8,500 円+2,000 円/100kg 〔600kg までの料金 8,500 円に 超過 100kg までごとに 2,000 円ずつ加算〕	

※1 臨時的に発生したごみを、市民や事業者が自ら運搬するなどし、本市の処理施設に搬入するもの

②「業者収集ごみ」※²の搬入手数料

現行	令和7年4月1日～※ ³
<100kg までごと> 1,000 円	<10kg までごと> 150 円 〔マンション等から出るプラスチック類※ ⁴ に限り、10kg までごと 75 円〕

※2 事業者等が日々排出するごみを収集運搬業者が定期契約に基づき、本市の処理施設に搬入するもの

※3 「業者収集ごみ」の搬入手数料は、収集運搬業者（許可業者）を通じた間接徴収であるため、排出事業者の理解を得ることや、許可業者と排出事業者の契約の見直しに一定の期間を要することから、約2年間の周知期間を設ける。

※4 家庭から排出されるプラスチック製品（100%プラスチック素材を使用したもの又は大部分がプラスチック素材であるもの）及びプラスチック製容器包装

別紙3－5 広報資料「「持込ごみ」及び「業者収集ごみ」の搬入手数料改定について」

令和 5 年 4 月 2 7 日

京 都 市

令和 4 年度の業務履行に対する評価及び意見について（まとめ）

令和 5 年 3 月 6 日開催の第 2 6 回京都市ごみ収集業務評価推進会議において、令和 4 年度に実施した「市民アンケート調査結果」及び「市民アンケート結果とセルフチェック結果の比較」などに基づき、各委員から令和 4 年度の業務履行に対する評価や意見をいただいた。

アンケート調査結果などから、これまでの様々な取組を前向きに評価していただいたが、今後の取組に対する意見は次のとおりであった。いただいた御意見を踏まえ、今後のごみ収集業務の改善に活かしていく。

第 2 6 回京都市ごみ収集業務評価推進会議の評価及び意見**意見 1：委託事業者との連携**

- 京都市では、ごみ収集運搬業務の更なる効率化と持続可能な体制の構築に向け、令和 4 年度には 6 6 % まで委託化を進めてきた。令和 4 年度当初のまち美化事務所の統合に際しても、委託事業者との連携のもと、大きな混乱を招くことなく収集を実施するなど、安定した市民サービスを提供していることは評価したい。
- ごみ収集業務の安定的かつ確実な業務の実施には、委託事業者の役割がますます重要となることから、引き続き、委託化の推進に当たっては委託事業者との連携を密にされたい。
- また、令和 5 年 2 月に京都市生活環境事業協同組合が構築したスキル教育システムについて、運用に当たっては、全ての事業者が共通の理念のもとでしっかりと社員教育が進むよう、京都市も積極的に関与し、委託事業者の業務品質向上を図られたい。

意見 2：まち美化事務所における資源循環等の取組の拡充

- 委託化の推進に伴い、直営の役割が変化してきている中で、安定したごみ収集業務の遂行はもとより、適正な分別排出の啓発や移動式拠点回収をはじめとした直営ならではの取組を推進されていることは評価したい。
- これらの取組は地域性なども考慮した取組であることから、今後、各まち美化事務所での取組状況を把握し、それらの業務をより細やかに評価することで、更なる市民サービス向上の契機となるような取組を検討されたい。
- また、資源物回収拠点での資源物の持込量が増加している中、資源物回収のニーズや利便性を考慮し、より市民が資源物を持ち込みやすくなる環境整備に努められたい。

意見 3：プラスチック類の分別ルール徹底

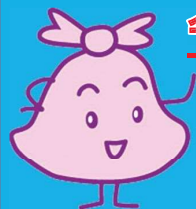
- 令和 5 年 4 月から実施するプラスチック製品の分別回収に向け、現在、市民への周知啓発に取り組まれているところであるが、分別回収開始後も適切に分別していただけるよう、引き続き、移動式拠点回収やごみ分別案内アプリ「さんあ〜る」を活用するなど、あらゆる機会を捉えて、わかりやすい周知に努められたい。
- とりわけ、リチウムイオン電池製品や刃物類、在宅医療器具といった危険物について

は、これまで以上に混入が危惧されることから、収集する職員や選別する作業員の安全も考慮し、市民への積極的な注意喚起に努められたい。

意見 4：更なるごみ減量と資源循環・市民サービス向上の取組推進

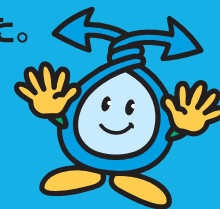
- 株式会社ジモティーとの連携協定など、民間事業者と連携してごみとして捨てる前にリユースを呼びかける新たな取組を始められたことは評価したい。
- また、大型ごみ収集におけるインターネット受付の導入や持込ごみ搬入における事前予約システムの導入及びキャッシュレス化に向けては、市民が利便性向上を実感できるようなシステムの構築に取り組まれない。
- 「京・資源めぐるプラン」の重点施策であるレジ袋やペットボトル等のプラスチックごみ削減や食品ロス削減対策については、これまでから様々な取組を進められているが、引き続き、市民、事業者に対して周知啓発を行い、機運醸成に取り組まれない。

プラスチック類の分別回収にご協力ください。



令和5年4月からプラスチック製品の分別回収がスタートしました。

プラスチック製品は、プラスチック製の「容器」と「包装」と一緒に、透明の資源ごみ用指定袋に入れて出してね。



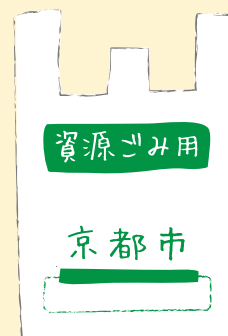
プラスチック製品 と **プラスチック製の「容器」と「包装」**

を**一緒に入れて**お出してください。

プラスチック類



透明の資源ごみ用指定袋
(袋は変更ありません。)



分別の名称は
「プラスチック類」です。

- ※ 収集日は、**プラスチック類**の日です。
- ※ ペットボトルは、引き続き、資源ごみとして「缶・びん・ペットボトル」の収集日にお出してください。
- ※ 生ごみ類、リサイクルできない紙類、ガラス類は、引き続き、**黄色の燃やすごみ用指定袋**でお出してください。



民間業者が収集するマンションの場合

無色透明又は白色透明の袋をご使用ください。

ごみの出し方の詳細は、マンションの管理会社へお問い合わせください。



お願い!

「分別するのめんどくさい」「少しくらい大丈夫」が大きな火災事故につながります!

携帯扇風機、電子たばこ、モバイルバッテリーなど
リチウムイオン電池使用製品は、
ごみ収集車やごみ処理施設での火災の
原因となるので、資源ごみや燃やすごみ
では**絶対に出さないでください!!!**

リチウムイオン電池使用製品の詳しい排出方法については、
こちらからアクセスしてください。



東北部クリーンセンターの火災被害状況

資源ごみとして分別回収するプラスチック製品(例)

100%プラスチック素材を使用したもの



大部分がプラスチック素材であるもの



- 電池・電気で動く製品(30cm×40cm×40cm以下)は、拠点回収になります。電池を取り外した場合も同様です。
- ごみ袋が縛れる大きさのもの(→目安として最長部が50cm未満のもの)が対象です。
- 大きさにかかわらず、大型ごみとなる品目(ポリタンク、クーラーボックスなど)があります。
- 食品汚れや土砂汚れなどは軽く水洗いするなどして、汚れを取り除いてください。汚れがひどくて取れないものは、燃やすごみで出してください。

ごみの分別案内はこちら

ごみ分別案内アプリ「さんあ〜る」



(iPhone用)



(Android用)

プラスチック製品として分別回収できないもの(例)



※1 ライターはガスを使い切ったものは水に浸して「燃やすごみ」へ ※2 リサイクル設備に影響を与えるもの ※3 感染症等拡大防止のため

詳しくは 京都市 分別回収スタート

検索

問合せ先：京都市 環境政策局 循環型社会推進部 資源循環推進課
TEL:075-222-3946 FAX:075-213-0453 令和5年6月 京都市印刷物 第054227号



この印刷物が不要になれば、「雑がみ」として古紙回収へ!

特に注意が必要なごみの分け方・出し方

ごみの処理現場では、以下の「ごみ」に困っています！

リチウムイオン電池などの 充電式電池や充電式の電化製品

充電式電池が使われている主な電化製品



充電式の電化製品は、ごみ処理の過程で中に入っている充電式電池が発火してしまう危険があります。



**パッカー車や
ごみ処理施設で発火!!**

「分別するのめんどくさい」「少しくらい大丈夫」が大きな火災事故につながります！

ごみ収集車火災被害状況



東北部クリーンセンター火災被害状況



⚠ 東北部クリーンセンター破砕施設火災 (平成31年3月)
修繕期間 約 **6ヶ月** 修繕費 約 **1.5億円**



外装がプラスチックでも
資源ごみ(プラスチック類)
として排出しないでください。

排出方法



燃やすごみ・資源ごみ
どちらも不可

充電式の電化製品

充電できる製品。電源につながなくても動く、光る製品は充電式電池が使用されている可能性があります。

- 製品の3辺が30cm×40cm×40cm以内の場合

排出方法 「小型家電」として

- ①「資源物回収拠点(回収ボックス)」へ持ち込む
- ②「移動式拠点回収」へ持ち込む

- それより大きい場合

排出方法 ④「大型ごみ」として排出

取り外し可能な電池は
充電式電池として排出

充電式電池

充電式電池には種類ごとにリサイクルマークが付けられています。

出展：日本容器包装リサイクル協会



※一部、リサイクルマークが付いていないものもありますが、リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池については、回収・リサイクル対象です。

- 排出方法**
- ①「資源物回収拠点」へ持ち込む
 - ②「移動式拠点回収」へ持ち込む
 - ③「(一社)JBRCの回収協力店舗」へ持ち込む

具体的な排出先

- ① 資源物回収拠点
区役所・支所のエコまちステーション、各まち美化事務所など

詳しくは



<http://www5.city.kyoto.jp/shigenmap/>

- ② 移動式拠点回収
公園など市民の皆様
の身近な場所に出向
き、資源物等を回収

詳しくは



<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000269272.html>

- ③ (一社)JBRCの
回収協力店舗
家電量販店など

詳しくは



https://www.jbrc.com/general/recycle_kensaku/

- ④ 大型ごみ
大型ごみ受付センター
へ申込み

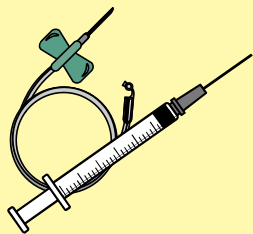
詳しくは



<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000001317.html>

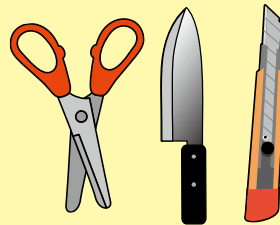
注射器、注射針などの
針がついた

在宅医療器具



はさみ、包丁、
カッターなどの

刃物類



危険物の混入で収集作業中や選別作業中にケガが発生！

資源ごみ用の指定袋に混入していた注射器



燃やすごみ用の指定袋の中に、刃物がそのまま入っていたため、収集作業員が手にケガをしました。

また、資源ごみは、職員が手作業で異物を除去しているため、注射器などの在宅医療器具や刃物の混入により、ケガが発生しています。適切な排出の御協力をお願いします。



排出方法



燃やすごみ・資源ごみ
どちらも不可

**交付された
薬局・医療機関等に返却**



収集中・選別作業中のケガの原因にもなりますので、ごみ袋には絶対に入れないでください。

排出方法



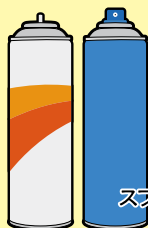
資源ごみ不可

**まち美化事務所等や
移動式拠点回収への持ち込み
(エコまちステーションでは回収していません)**



刃物類の排出は、できる限り、上記の拠点回収をご利用ください。それが難しい場合は、厚紙などで全体を包み、ごみ袋の中央などに入れ、燃やすごみとして出してください。

スプレー缶、
カセットボンベ



スプレー缶



カセットボンベ

ライター



中身のガスやオイルが残っていると火災事故の原因になります。また、ガス抜きのために穴を開けようとすると、爆発の危険もありますので穴を開けずに排出してください。

排出方法



燃やすごみ・資源ごみ
どちらも不可

**必ず中身を使い切ってから、穴をあけずに
月1回の小型金属類・スプレー缶の収集日に排出
(月2回、エコまちステーションでも回収しています)**

※中身が残っている場合の安全な出し方は、各メーカー又は一般社団法人日本エアゾール協会ホームページを御確認ください。

排出方法



資源ごみ不可

**使い切ったものは
水に浸して燃やすごみ
中身の残っている
ものは拠点回収**



この印刷物が不要になれば、
「雑がみ」として古紙回収へ！



京都市
CITY OF KYOTO

(お知らせ)



令和 5 年 8 月 8 日
京 都 市 環 境 政 策 局
循 環 型 社 会 推 進 部
ま ち 美 化 推 進 課
電 話 075-222-3952
適 正 処 理 施 設 部
施 設 管 理 課
電 話 075-222-3964

大型ごみ収集におけるインターネット受付の導入及び持込ごみにおける事前予約制・キャッシュレス決済の導入について

本市では、持続可能な循環型社会の実現に向け、引っ越しや家財整理時等に不要となった大型家具や家電等の大型ごみについて、民間事業者と積極的に連携し、リユースの促進を図りつつ、大型ごみ受付センターへの電話による収集申込み(事前予約制)、又はクリーンセンターへの直接持込により、処理を受け付けてきました。

この度、「京都市DX推進のための基本方針」に基づき、市民や事業者の皆様の利便性向上を図るため、令和5年10月1日から、大型ごみ収集のインターネット受付や、クリーンセンターへの持込ごみのインターネット及び電話による事前予約制を導入しますので、お知らせします。また、持込ごみの搬入手数料のキャッシュレス決済を導入しますので、併せてお知らせします。

1 大型ごみ収集におけるインターネット受付の導入

(1) 導入目的

新たに、パソコンやスマートフォン等で、いつでも申込みが可能となるインターネット受付を導入し、市民の皆様の大規模ごみ収集申込みにおける利便性の向上を図ります。

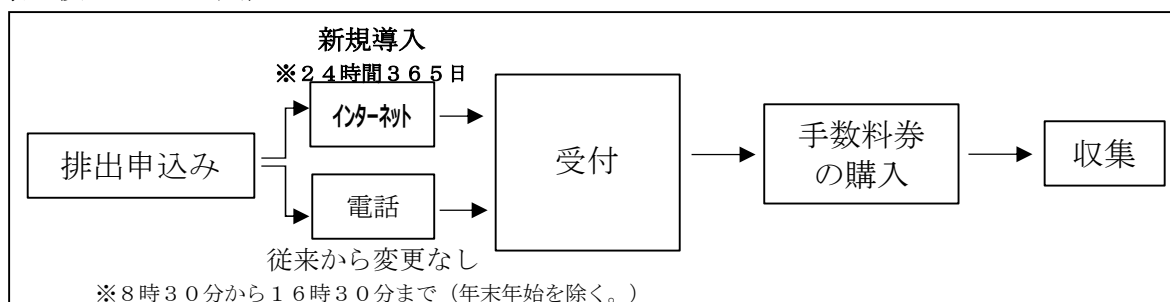
(2) インターネット受付の概要

- ・ 従来からの電話受付も引き続き利用可能です。
- ・ 年末年始含む24時間365日申込可能です。
- ・ インターネット検索や、京都市情報館、ごみ分別案内アプリ「さんあ〜る」のリンクから、インターネット受付のトップページにアクセスでき、トップページから、画面の案内に従って必要事項を入力・選択することで、簡単に申込みができます。

※ 初めて大規模ごみ収集を申し込まれる方(平成24年10月以降に申込みのない方)、前回の申込みから電話番号や住所が変更になった方は、インターネットでの仮申込後、別途、大規模ごみ受付センターに電話し、排出場所の確認が必要です。

※ 品目の選択画面に表示されない大規模ごみ(ガラクタ類など)は、電話での申込みとなります。

(導入後のフロー図)



2 クリーンセンターへの持込ごみにおける事前予約制・キャッシュレス決済の導入

(1) 導入目的

インターネット又は電話による事前予約制を導入し、持込に当たっての注意事項を事前にお知らせし、手続の簡素化による受付時間の短縮が期待できます。混雑時間帯の車両の分散を促すことで、周辺道路の混雑緩和を図るとともに、搬入物チェックの時間を十分に確保し、不適正排出を抑制します。

また、キャッシュレス決済を導入することで、市民・事業者の皆様の利便性向上を図ります。

(2) 事前予約制及びキャッシュレス対応の概要

搬入者は必要事項をインターネットで入力又は電話でオペレーターに申告いただき、持込日時を事前に予約します。

ア インターネットでの予約方法

大型ごみのインターネット受付と同様に、24時間365日利用可能です。

※ インターネットによる予約期限は搬入日前日の24時ですが、搬入日当日の午後に空きがあれば、当日8時30分～正午にコールセンターに電話で予約のうえ、搬入可能です。

イ 電話での予約方法

大型ごみの電話受付と同様に、年末年始を除き、土日も含めて毎日8時30分～16時30分まで受付可能です。

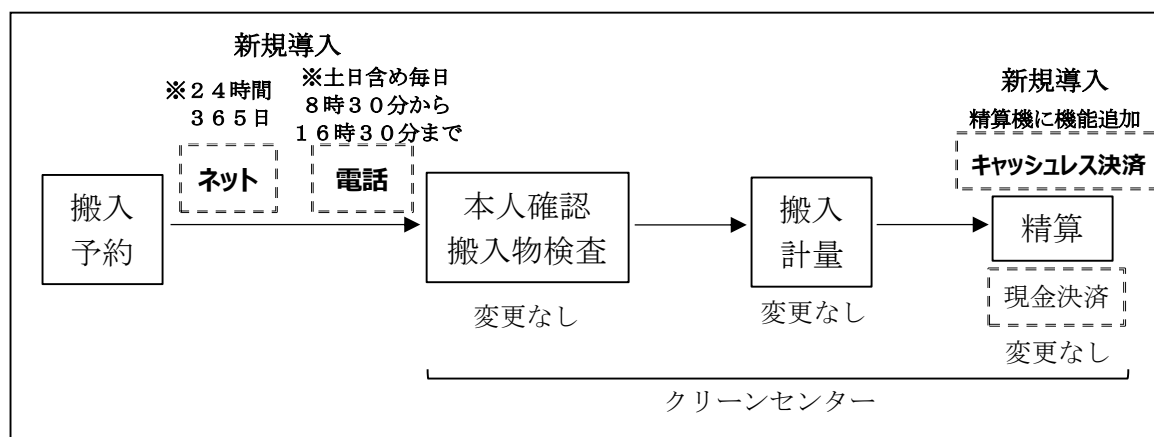
ウ 各種のキャッシュレス決済による納付

現金決済に加え、キャッシュレス決済が可能です。

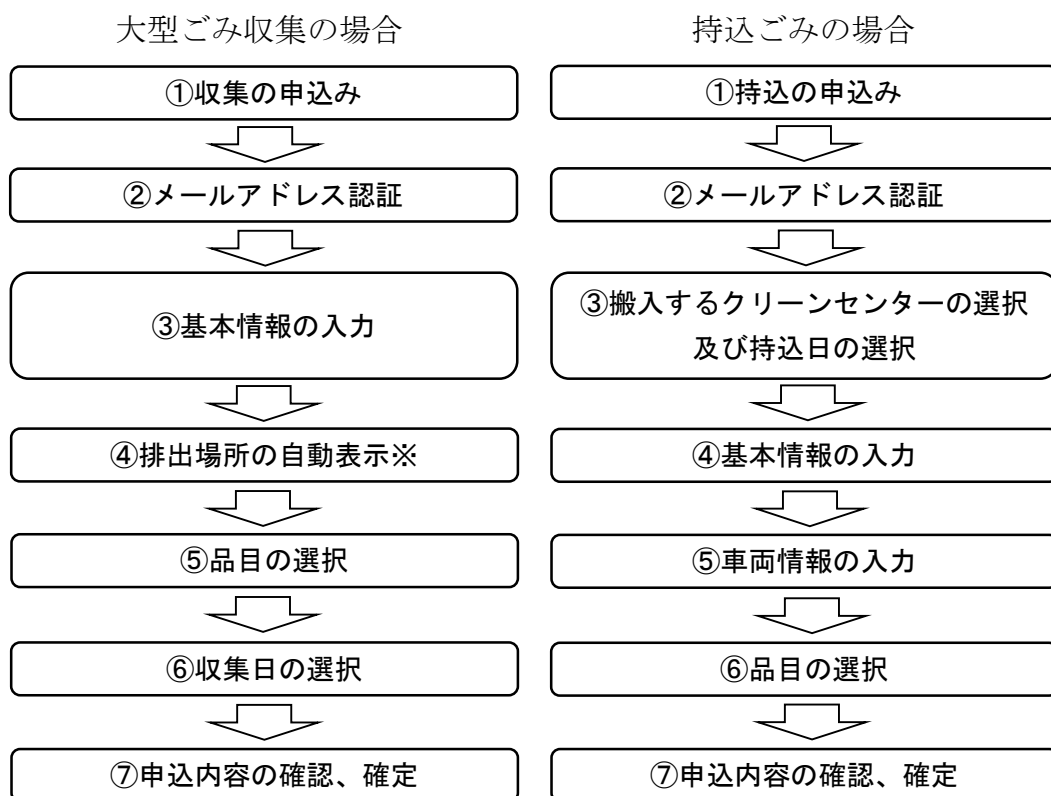
(利用可能なキャッシュレス決済手段)

決済方法	サービス名
クレジットカード	VISA、Mastercard、JCB、American Express、Diners Club
電子マネー	ICOCA 等交通系 IC8 種、nanaco、楽天 Edy、WAON、iD、QUIC Pay
コード決済	PayPay、d 払い、au Pay、楽天ペイ、メルペイ

(導入後のフロー図)



(参考) インターネット受付の流れ



※ 初めて大型ごみ収集を申し込まれる方（平成24年10月以降に申込みのない方）などは、排出場所が表示されないため、別途、大型ごみ受付センターへの電話にて排出場所の確認が必要

(広報資料)



ご理解いただきますよう
お願いいたします



令和 5 年 5 月 1 日

京都市環境政策局

担当：循環型社会推進部資源循環推進課
TEL：075-222-3948

「持込ごみ」及び「業者収集ごみ」の搬入手数料改定について

京都市では、「京・資源めぐるプランー京都市循環型社会推進基本計画（2021-2030）ー」において、搬入手数料がごみ処理コストや民間リサイクル料金よりも低いことを踏まえ、「持込ごみ」及び「業者収集ごみ」の適切な搬入手数料のあり方を検討することとし、京都市廃棄物減量等推進審議会に諮問し、昨年 12 月に答申を得ました。

ごみ処理費用については、これまでから市民・事業者の皆様のご理解とご協力のもと、ごみの減量にあわせて削減を進め、100kg あたり約 2,000 円まで削減を進めてきたところですが、現在、この処理費用を搬入手数料だけでは賄いきれず、差額を公費で負担している状況です。

これらの状況を踏まえ、排出事業者責任・受益者負担の考え方に基づく搬入手数料の適正化を図り、更なるごみの減量や民間リサイクルを促進するため、今般、上記答申を踏まえた搬入手数料改定に係る条例改正案を令和 5 年 2 月市会に提案し、議決いただいたところです。

これを受け、下記のとおり「持込ごみ」に係る搬入手数料は約半年間、「業者収集ごみ」に係る搬入手数料は約 2 年間の周知期間を設け、それぞれ令和 5 年 10 月、令和 7 年 4 月に改定しますので、お知らせします。

今後も、引き続き、ごみの減量の推進とごみ処理費用の削減に努めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

記

1 「持込ごみ」※¹の搬入手数料

現行	令和 5 年 10 月 1 日～
<100kg 以下> 1,000 円	<100kg 以下> 1,500 円
<100kg 超～600kg 以下> 1,000 円 + 1,500 円 / 100kg 〔100kg までの料金 1,000 円に 超過 100kg までごとに 1,500 円ずつ加算〕	<100kg 超> 1,500 円 + 200 円 / 10kg 〔100kg までの料金 1,500 円に 超過 10kg までごとに 200 円ずつ加算〕
<600kg 超> 8,500 円 + 2,000 円 / 100kg 〔600kg までの料金 8,500 円に 超過 100kg までごとに 2,000 円ずつ加算〕	

※1 臨時的に発生したごみを、市民や事業者が自ら運搬するなどし、本市の処理施設に搬入するもの

2 「業者収集ごみ」※²の搬入手数料

現行	令和 7 年 4 月 1 日～※ ³
<100kg までごと> 1,000 円	<10kg までごと> 150 円 〔マンション等から出るプラスチック類※ ⁴ に限り、10kg までごと 75 円〕

※2 事業者等が日々排出するごみを、収集運搬業者が定期契約に基づき、本市の処理施設に搬入するもの

※3 「業者収集ごみ」の搬入手数料は、収集運搬業者（許可業者）を通じた間接徴収であるため、排出事業者の理解を得ることや、許可業者と排出事業者の契約の見直しに一定の期間を要することから、約 2 年間の周知期間を設ける。

※4 家庭から排出されるプラスチック製品（100%プラスチック素材を使用したもの又は大部分がプラスチック素材であるもの）及びプラスチック製容器包装